

平成26年度第3回 大和市子ども・子育て会議支援事業計画策定部会会議録

日 時：平成26年7月8日（火）
午後2時～午後3時34分
場 所：大和市保健福祉センター
5階501会議室
欠席者：小笠原委員
傍聴者：なし

1 開会

2 部会長あいさつ

皆様こんにちは。本日も質問や疑問点等がありましたら、率直に意見を交わして有意義な時間にできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

3 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定について

部会長：本日の議事(1)子ども・子育て支援事業計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(仮称)大和市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について、資料1(6ページまで)により説明。

部会長：それではただいまの説明についてご意見等ありましたらお願いいたします。

委員：レイアウトがかなり整っており、印刷して配布することを念頭に置いているのかと思うが、どこに向けて作られたのか。対象によって、多少考えや受け取り方が変わってくると思うが。

事務局：一番目には子育て中の保護者の方や、教育・保育の施設の方を対象にしています。ただし、ボリュームもあり、わかりにくいと思いますので、8月に実施予定の説明会ではこの中から抜粋した形でより見やすいものとしてご提示するつもりです。

委員：そうすると、読み手というより、これまで議論してきたことのまとめと理解をしておけばよいのか。

事務局：そのとおりです。これまでご審議いただいた内容を、計画を作る骨の部分として必要な部分を章立てると、このような形になります。

委員：タイトルのところに案とあるが、どの段階で案は取れるのか。

事務局：骨子(案)ということですので、8月の説明会が終わった段階で案が取れ、

計画素案の策定へとシフトしていきます。そして、計画にはどのような事業があり、いつまでに何をしていくかといった細かい内容が文章化されていきます。骨子(案)は、計画書を来年の3月までに策定するために計画の基本となる骨の部分ということです。計画素案についても9月から年末にかけて、みなさまにレイアウトや書き方についてご意見をいただく形になります。

- 委員 : 骨子(案)は文章が噛み砕いて書かれており、わかりやすいと思う。計画とは関係ないかもしれないが、今朝の新聞に戸籍のない子どものことが大きく取り上げられていた。親から市に申請がない限り、その子どもの戸籍は発生せず、市では知る方法がないのが現状である。何か地域を含めて手立てがないかと思い、そのような事がどこかに記載されていたらよいと思う。
- 委員 : 戸籍のないお子さんを含め事件やニュースがあるが、市の保育家庭課で実際に養育支援が必要なお子さんの発見の手立てを病院や市とで連携しているかと思う。体系図の「安心して産み育てやすいまちづくり」につながるのか、「配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり」になるのか、文章で表すのは難しいことだが、今後計画に肉付けをする時に入れ込んでいけると良いと思う。
- 委員 : 戸籍がないということは、その人の人生において非常に大きな問題だと思う。病院を通してなど、見逃さないシステムづくりが出来たらと思う。親が申請しなければ抜けてしまうというシステムでは物足りないと感じる。
- 委員 : 様々な課題を持つ家庭である可能性が高いと思う。そこは社会的に重層的に、妊娠期から色々なところでキャッチしなければと思う。市としてどのように支援し、どのような思いでいるのかということ、計画の文章中で直接的には書けなくても、そういう気持ちを会議で共有し、文章中にその思いを上手く取り込んでいけるとよいと思う。
- 部会長 : 現在は骨子(案)ということですが、今後肉付けする時に、そのあたりを踏まえて検討していくと良いのではないのでしょうか。
- 事務局 : ご意見のとおり、社会的支援の必要性が高い家庭には様々な理由があると思います。体系図にある「配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり」のところで文章化をしていきたいと思います。
- 部会長 : それでは、議事(1)子ども・子育て支援事業計画の策定の後半部分について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 : (仮称)大和市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について、資料1(7ページから)により説明。
- 部会長 : それではただいまの説明について、ご意見等ありましたらお願いいたします。
- 事務局 : 前回までの会議の中で、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みが過大

に出る傾向があり、その事業については実績値を基本にして将来推計を出したと説明いたしました。教育・保育の量の見込みについては補正を行いました。基本的にどれだけのニーズが将来発生するか、ニーズ調査を基に最終年度にはニーズ調査の数値を尊重した上でできています。みなさんが一番気になるところは、さらにどれだけ保育所を作るのかということだと思います。9 ページの上の表と下の表の利用率をご覧ください。国の指針では保育が必要な場合には、3-5 歳と 0-2 歳を分けるようになっています。現状では平成 25 年 4 月時点で、未就学児童に対する保育所の定員率は 3-5 歳が約 17%、0-2 歳が約 11%です。保育所は 0-5 歳を対象としますが、各年齢が同じ定員ではなく、0 歳が一番少なく、1 歳で多くなり、2 歳でまた多くなり、3、4、5 歳ではだいたい同じ人数で推移するという形になっています。一般的に 0-2 歳の割合は、通常保育所定員の 40%が最大とされています。保育所の中での定員率で言うと、3-5 歳は 60%の定員率があるので、3-5 歳の方の利用率が高いということになっています。それが平成 31 年にどうなるかが下の表です。0-2 歳の人口に対して約 26%の定員がないと需要を満たさないという形になっています。14%以上の定員拡大が必要という形になります。0-5 歳まで各年齢 2,000 人で合計 12,000 人います。1%で 120 人となりますので、単純に 14%拡大となると、かなりの数を整備しないと間に合いません。同様に、幼稚園での預かり保育を利用している人については 2 号認定に入っています。利用者数のところで、上の表は幼稚園、保育となっています。下の表は 1 号認定、2 号認定、3 号認定となっています。本当は下の表も幼稚園、保育とできれば比較しやすかったのですが、国からの指定で、幼稚園に通って預かり保育を利用しない予定の人を 1 号認定に、預かり保育を使って幼稚園に通う人は 2 号認定に含めることとなっています。上の表の幼稚園の利用人数の中には、1 号認定、2 号認定の区別なく現在の利用人数が入っています。この幼稚園利用者の中には、長時間預かりの利用者が含まれています。国指定のとおり下の表では 1 号認定、2 号認定としていますので、1 号認定の数が減っており、減っている分は 2 号認定に移っています。それが利用率に反映して約 35%になっているということです。以上のことから 2 号認定は単純に保育所の 3-5 歳が 35%程度必要という訳ではありません。ただこの推計から予測すると、概ね平成 25 年 4 月の時点で 14%程度の保育所の利用率が、少なくとも 25~30%になることが見て取れるということになります。それに対して、今後どのような施策を展開していくのかを今後決めていくことが、次回への課題となります。さきほど委員から、この資料を誰がどういう所で見るとかという質問がありました。子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、今回は 3 つのプロセスを予定しています。1 つ目が子ども・子育て会議に諮問をして答申をもらうこと。2

つ目が地域での意見交換会を行うこと。3つ目がパブリックコメントの実施です。計画の作成にあたっては、骨子(案)のように基礎となるものを示さなければなりません。以前にもご説明しましたが、諮問・答申をするのが、この会議でメインになります。諮問というのは市長から、計画について意見をくださいとお願いをすることです。今回の計画では、4月の時点からニーズ調査を踏まえて実質的な審議をしていただき、市長から諮問をする時には内容の把握ができてるように、事前に意見を頂戴したいので会議を進めているところです。今回お示したものは諮問・答申をするときの基礎となるもので、基本的な事項として審議をしていただく内容となります。

委員 : 数字のところ分かりにくかったが、この数字を市民が見ても一体どうかということになると思う。保育ニーズが高くなるのが確実だというのは分かるが、保育所を増やしていくにしても、同時に幼稚園の認定こども園化の働きかけや、そこでの利用者を増やしていくような方向性はあるのか。

事務局 : 現在市内 17 の幼稚園に対して、来年 4 月以降に認定こども園に移行するのも含めて、新制度に移るかのどうかの意向調査を行っているところです。今年 4 月の段階では、各幼稚園は新制度に移っていこうという考えがあったようです。先月になり、国から公定価格が提示され、各園にてご検討をいただいている状況です。行政としてはできれば認定こども園になっていただき、保育の受け皿になっていただきたいと思っておりますが、各園の運営があるので、ご検討をいただいております。

委員 : 市として何か働きかけることはあるのか。公定価格は決まったが、認定こども園への移行の働きかけは引き続き行っていく予定なのか。

事務局 : 市としては、3 歳以上は幼稚園、0-2 歳は保育所で住み分けをしたいという話はしています。一方、保育士や幼稚園教諭の人員費もあり、経営が成り立たなければいけませんので、どのくらいの園が新制度に移行するか、調査を行っている状況です。

委員 : 幼稚園が新制度に移行しないという選択はできるのか。

事務局 : 出来ます。現在は保護者からの保育料と私学助成という補助金で成り立っていますが、新制度に移ると内閣府の給付に変わります。幼稚園は、国が示した公定価格と今の私学助成とを比べて、どちらの制度に移ったほうがより安定的に経営できるか等を検討して選択することができます。国はできるだけ新制度に移してほしいという考え方ですので、今の私学助成を未来永劫保障するとは言っていないですが、しばらくの間は両方続く見込みがあります。

委員 : 資料の待機児童の表については、保育所に申し込んだが入れない子ども達がこれだけいるという解釈でよいか。多分入れないだろうと、実際に申請

していない人の数は反映されていないのか。

事務局 : 申請以前に諦めてしまった方については確認ができません。待機児童には、厚生労働省への報告を行う国の基準と、実務上の窓口待機という2つの数字があります。国の基準では保育所に入れたら働きたいから、保育所に申し込みをしているという人は待機児童に数えなくてよいことになっており、実際の申込みは、これよりもっと多いということです。新制度では、求職についても保育が必要となる認定事由になります。現在の国基準では求職中の方は待機児童に入りませんが、新基準では待機児童に入る可能性が大きいので、この待機児童の数は現在の倍以上になるかもしれないと予想されます。

委員 : 横浜市で待機児童がゼロとなったが、実際は保育希望者が大勢いたという話のように、希望者も読み取らないと本当に見えてこないのではないかと。数字的には難しいところで、可能性まで考慮するとキリがないが、ある程度予測をしていかないと難しいのでは。

事務局 : 今後は求職中で保育所に入れたら働きたいという方を待機児童にカウントするようになると思います。これまでは各市町村によって若干数字の捉え方が異なるという実態がありましたが、平成27年4月からは全国で統一的なカウントの仕方になると思います。今回の制度では、教育や保育を提供するにあたり、認可の施設で対応するよう施設整備をすることが前提となっています。ただし、例外的な措置がありまして、整備が間に合わない部分については、市町村が単独で補助をしている認可外の施設に入所している児童については施策の一つとしてよいとなっています。この部分の待機児童のカウントの仕方がどうなるかというのはあります。

委員 : 資料11ページの妊婦健康診断について、今年度は2,327名対象者で、5年後の31年度には2,057名と少なくなる。これは何を基準に数字を算出したのか。

事務局 : 将来人口推計を元に、5年後に今よりも出産可能年齢の方が減っているという前提です。

委員 : 転入、転出は勘案していないのか。

事務局 : 大和市の過去の人口推移から見て5年後までを推計したものです。実際は大きなマンション開発があれば増加の可能性もありますが、予測ができませんので現状の人口推計から計算するという方策をとっています。

委員 : 乳児家庭全戸訪問事業について、現在92.3%ということで目標値が95%と現在より少し高めに設定しているが100%としない理由は何か。

事務局 : 担当部署はこども総務課の母子保健担当になりますが、この事業は生後4ヶ月までに訪問というのが難しいところで、未熟児で病院の集中治療室に入ったりすると4ヶ月までに訪問できない家庭もあります。気持ちとしては100%としたいのですが、95%を設定としています。

部会長 : 他にご意見がご質問はございますか。

委員 : なし。

(2) その他

部会長 : (2) その他について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 大和子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて、資料 1-2、
2-2 により説明。

部会長 : 何か質問はございますか。

委員 : なし。

事務局 : 次回の会議日程について説明を行う。

・第 4 回支援事業計画策定部会は、8 月 19 日 (火) 14:00 から
保健福祉センター 501 会議室で開催予定

部会長 : その他に何かございますか。

委員 : なし。

部会長 : 以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。
これにて、第 3 回支援事業計画策定部会を終了いたします。

以上